

新しい総合事業の訪問型サービス

サービス種別	①現行の介護予防訪問介護に相当するサービス	②緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA)	③住民主体によるサービス (訪問型サービスB)
実施方法	事業者指定	事業者指定	平成27年度は未実施
対象者となるケースの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース ○制限のある食事が必要なケース 等 ※状態等を踏まえながら、緩和した基準によるサービスの利用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ○現行相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要なケース ○身体介護を含まない、調理、掃除、買い物代行などの生活援助が必要なケース ※状態等を踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進 ※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供	※今後、地域住民から地域福祉の担い手として参画していただくために、平成27年度は、ボランティアについて基本的な知識や技術を学ぶ講習会等を実施する。
平成27年度の各サービス利用者の見込み	50%	50%	
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付と同様（別紙、資料5-3参照） ・ 国保連経由で審査・支払い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本報酬は予防給付の8割、加算は予防給付と同様の単位加算の要件は、予防給付と同様（別紙、資料5-3参照） ・ 国保連経由で審査・支払い。 	
利用者の負担割合	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割	
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額管理の対象。国保連で管理。 ・ チェックリスト該当者は要支援1の限度額を目安とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額管理の対象。国保連で管理。 ・ チェックリスト該当者は要支援1の限度額を目安とする。 	
指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月31日に介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、総合事業の「現行相当」の指定を受けたものとみなされるため、手続きは不要。（みなし指定）。ただし、「現行相当」の指定を希望しない場合は、届け出が必要。 ・ みなし指定の有効期限：平成30年3月31日（更新する場合は、市に更新申請が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に指定申請が必要。 ・ 「介護」「介護予防」「総合事業の現行相当」「総合事業の緩和した基準」の4つの指定を同時に受けることも可能。 	
指定基準	予防給付の基準を準用	人員等を緩和した基準	
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者※1 常勤・専従1以上 ・ 訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者※ 専従1以上 ・ 従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・ 訪問事業責任者（仮称） 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・ 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の運営に必要な広さを有する区画 ・ 必要な設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 秘密保持等 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 （現行の基準と同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 	